

なら こじかつうしん



2

February

Vol.46

- 1 ネット通販の冬物セール「模倣品」「粗悪品」にご注意!!
- 2 消費者の目
—日常生活における「契約」の基本知識—
- 3 —医療機関ネットワーク事業情報からみた—
高齢者の家庭内事故!!
- 4 災害前にできること…
ご家族同士の安否確認方法、決まっていますか?

ネット通販の
冬物商品セール
「模倣品」「粗悪品」
にご注意!!

※大幅な割引や極端に安価な冬物商品のネット上のセール広告にご注意!!

ネット広告でブランド品のダウンジャケットを格安で購入したが、偽物の粗悪品だった…



SNSの広告でブランドジャケット2着まとめ買いセールとあったが、届いた商品は偽物でサイズと色も違った…



⚠️ 注文前に必ずチェックしましょう!!

- サイト内の日本語が正しく表示されていない
- ブランド、メーカー品が大幅に割り引きされ
価格が不自然に安い
- 大手電機メーカーの製品を連想させる表記
(店舗写真やロゴなど)をしているが製品型番が実在しない
- サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない
- 住所や電話番号の表記はあるがおかしい点がある(無関係な住所や番号など)
- キャンセル、返品、返金のルールの記載がない

国民生活センター「ネット通販の冬物商品セール「模倣品」「粗悪品」にご注意!より

困った…と思ったら、すぐにご相談を!!



奈良県消費生活センター

相談専用 ☎ 0742-36-0931



奈良県消費生活センター
中南和相談所

相談専用 ☎ 0745-22-0931



相談受付時間

月~金 (9:00~16:30) 祝日・年末年始を除く



消費者ホットライン

局番なし ☎ 188(いやや)

※お住まいの市町村の消費生活相談窓口をご案内します

消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として
毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を
付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載
しています。



一日常生活における「契約」の基本知識一

契約は、「申込み」の意思表示とそれに対する「承諾」の意思表示が合致することによって成立します。契約をする際には、原則として契約書等の書面作成する必要はなく、口約束でも契約は成立します。消費者が注文していないのに販売業者が一方的に商品を送り付け、代金を請求してくることがあります。この場合は受け取っただけで「承諾」をしていないので、契約は成立しておらず代金を支払う必要はありません。



手 案件を取り止めたい…

いったん契約が成立すると、契約には法的な拘束があるので、原則として、当事者が一方的に契約を取り止めることはできません。



☆場合によっては契約の効果が生じない「無効」の場合があります。

民法の規定では、意思能力のない人による契約や公序良俗に反する契約など、消費者契約法の規定では、消費者に一方的に不利益な内容を定めた契約条項は、その条項が無効となります。



「取り消しできる契約」

民法の規定では、未成年者等の制限行為能力者が結んだ契約、錯誤や詐欺、脅迫による契約は一定要件のもとに取り消すことができます。消費者契約法は、事業者の不当な勧誘により誤認や困惑して契約を結んだ場合について、消費者がその契約を取り消しできる類型を定めています。

「契約を解除」

契約が有効に成立した後でも、相手と合意すれば契約を解除することができます。また、契約で解除できる事由を定めておけば、その事由が生じた場合には解除することができます。さらに、法律の規定に基づいて解除できる場合もあります。

「クーリング・オフ」

訪問販売やそれに類する不意打ち性のある一定の取引については、クーリング・オフという制度があります。消費者が、いったん契約の申込みや締結をした場合でも、一定期間であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。
※通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

手 プロblemを未然に防ごう…

- 契約する前に、契約する商品やサービスの内容、価格、事業者の連絡先、解約・返品の条件等を十分に確認する。
- 契約内容に疑問点があれば、理解できるまで質問する。
- 急かされても、あわてて契約しない。
- 契約しない時は、きっぱりと断る。



高齢者の家庭内事故!!

一 医療機関ネットワーク事業(※)に寄せられた事例からー

・高齢者の家庭内事故の約半数が「転倒・転落」です。

・75歳以上は「窒息」の事故件数が増えます。

・事故の約3割が骨折や頭蓋内損傷など、長期治療を要する症状でした。



予防!!
予防!!



主な事例と事故の予防



事故の種類	主な事例	予防のポイントと複合対策
転倒・転落	【転倒】 歩行器使用中に転倒し、二の腕の付け根部分を骨折。(80歳代)	✓ 身体的対策 筋力の衰えを自覚 し、自治体の「転倒予防教室」などでバランス能力を養いましょう。
屋外作業	【屋外作業】 高さ1メートルのはしごから転落、急性硬膜下出血に。(80歳代)	✓ 危険な作業は無理せず専門家へ! 庭木の剪定や 高所の作業 は、 無理せず 専門業者への依頼も検討してください。
やけど	【暖房機器】 ストーブの前で居眠りをしてしまい、やかんの蒸気で顔面に熱傷を負った。(80歳代)	✓ 温度管理の徹底 熱さの感覚の鈍化 に注意してください。調理時は 袖口に注意 するなど、温度管理を徹底してください。
誤飲・誤嚥	【洗剤】 柔軟剤をペットボトルに入れ替えて使用していたため誤飲。重症肺炎となる。(90歳代)	✓ 危険物の隔離 洗剤・薬品は 手が届かない場所に保管 してください。ペットボトルへの二次利用はしないでください。餅は小さく切り、 よく噛んで 食べましょう。



万一のための緊急初期対応



事故の種類	救急車到着までの初期対応
誤飲・誤嚥	無理に吐かせず 、飲んだ物の製品名、量、時間を救急隊に伝える。
窒息	背部叩打法 や 腹部突き上げ法 を交互に繰り返す。
やけど	衣服の上から 流水で15~30分冷却 (氷や無理な剥離は厳禁)

(※) 医療機関ネットワーク事業: (独)国民生活センターは、消費者庁と共同で、平成22年12月より、医療機関(令和7年10月時点で32機関が参画)から事故情報の提供を受けています。

災害前にできること…

ご家族同士の安否確認方法、決まっていますか？



別々の場所にいるときに災害が発生した場合でもお互いの安否を確認できるよう、日頃から安否確認方法や集合場所などを、事前に話し合っておきましょう。災害時には、携帯電話の回線がつながりにくくなり、連絡がとれない場合もあります。安否確認には、電話で安否などの伝言を録音することができる「災害用伝言ダイヤル」、携帯電話等のインターネットサービスを利用する「災害用伝言板」などのサービスを利用しましょう。

👉 災害用伝言ダイヤル

局番なしの「171」に電話をかけると伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている家族などが、伝言を再生できます。

※一般加入電話や公衆電話、一部のIP電話からご利用できます。

※携帯電話・PHSからもご利用できます。



👉 災害用伝言板

携帯電話やPHSからインターネットサービスを使用して文字情報を登録し、自分の電話番号を知っている家族などが、情報を閲覧できます。いざという時に利用できるように、以下の体験利用期間に、サービスの特徴や使い方を確認しておきましょう。

- ・毎月1日・15日
- ・正月三が日(1月1日～3日)
- ・防災とボランティア週間(1月15日～21日)
- ・防災週間(8月30日～9月5日)



首相官邸ホームページ「災害が起きる前にできること」より

発行：奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号
シルキア奈良2階

啓発 ☎ 0742-36-0931

FAX ☎ 0742-32-2686



ひとりで悩まず
☎ 188 に
電話しよう!!

奈良県消費生活センター
マスコット しゃかりくん

毎月第3水曜日(11:45～11:59)
ならどっとFM「ひるなら 784」に
出演しています!!

※放送予定日

1/21(水)

2/18(水)



ホームページ

<https://www3.pref.nara.jp/syouthiseikatsucenter/>